

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 重点項目評価書【令和7年1月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和7年1月30日終了。本評価書において評価を行っていた事務は、評価書番号9「予防接種に関する事務」の特定個人情報保護評価書に統合しました。

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)番号法第9条第1号(利用範囲)(別表第一10項) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二) ・情報照会の根拠 16の2の項、17の項、18の項、19の項 ・情報提供の根拠 16の2の項、16の3の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市住民で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者。 ※本市の区域内に居住実態があると認める住民登録のない方を含む。
その必要性	予防接種に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<個人番号、その他識別情報(内部番号)> ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 <4情報、その他住民票関係情報> ・予防接種対象者の居住地を把握するために保有 <健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)> ・予防接種の接種記録を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月12日
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成								
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 健康推進課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成 (1)本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 (2)本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 (3)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。								
	情報の突合	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。							
⑥使用開始日	令和3年4月12日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	保健衛生システム等運用管理業務	
①委託内容	システムの運用・保守作業、法制度改正等に伴う改修作業業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通Japan株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請(事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認
	⑥再委託事項	ハードウェア保守、遠隔地媒体保管
委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二16の2の項
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施に関する事務で主務省令に定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事及び市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二16の3の項
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施に関する事務で主務省令に定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供を行う必要性が生じた都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

1 下記の措置を講じるデータセンター内のサーバー室に設置したサーバー内に保管され、バックアップ媒体は同データセンター内の保管室に保管される。

- (1) データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。
- (2) サーバー室は、ICカードとパスワードによる個人認証及び生体認証による入室管理を行っている。
- (3) サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証を必要とする。
- (4) 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。

2 バックアップ媒体については、上記データセンター以外にも、下記の措置を講じる別のデータセンター内の保管室に保管される。

- (5) データセンターは、事前申請方式の有人受付による入館管理を行っている。
- (6) 保管室は、生体認証による入室管理を行っている。
- (7) バックアップ媒体の移動及び保管に当たっては、GPSによる所在確認が可能なケースに格納する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備印などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞

1 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。

2 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- (1) 論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。
- (2) 当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- (3) 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- (4) 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- (5) 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

7. 備考

＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞

自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。

自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種ファイル

【識別情報】

1. 個人番号 2. 宛名番号

【連絡先情報】

1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所

【業務関係情報】

1. 西暦年度 2. 宛名番号 3. 接種・予診日 4. 接種種別 5. 接種回数 6. 接種判定 7. 接種日年齢 8. 年度末年齢 9. 請求日(月)

10. 実施医療機関 11. 実施場所 12. 実施区分 13. 問診医 14. 接種医 15. 接種番号 16. メーカー 17. Lot.No. 18. 接種量
19. 未接種理由 20. 特記事項 21. 接種自治体コード 22. VRS取込日 23. VRS移出日 24. ワクチン種類(※) 25. 製品名(※)
26. 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 27. 証明書ID(※) 28. 証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人の同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用できる職員を限定し、ID、パスワード、生体認証による認証を実施している。また、認証後もユーザーごとにシステム上での利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 <p><入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 <p><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、庁内専用回線を使用している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御されている。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・保健衛生システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>

	<p>具体的な管理方法</p>	<p>・保健衛生システムへのアクセスにおいて、識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。
	<p>その他の措置の内容</p>	<p>保健衛生システムは、なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。

住民記録システムや保健衛生システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限にしている。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

特定個人情報を使用する場面を必要最小限にしている。具体的には以下の3つの場面に限定している。

- ・本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。

ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2) 番号法の規定に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置></p> <p>1 番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置></p> <p>1 番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p>
---	---

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的な対策】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に、以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 総務部総務課 法制・情報公関係 電話番号 0852-55-5555(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部デジタル戦略課 情報システム係 電話番号 0852-55-5555(代表)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年3月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月20日	I-2-システム4-②システムの機能	—	6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施機能	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	II-3-②入手方法	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	II-3-⑤使用方法	(1)本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	(1)本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	II-3-⑤使用方法 情報の突合	(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)	—	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	II-4-委託事項2	ワクチン接種記録システムを用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	II-4-委託事項2-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システムを用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	II-6-保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	III-2-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人の同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止する。 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施

令和4年1月20日	Ⅲ-2-特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選べることで、申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、ワクチン接種記録システム(VRS)において真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	Ⅲ-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	Ⅲ-4-その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	【技術的対策】	【技術的対策】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	Ⅲ-9-従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年1月20日	Ⅲ-10-その他のリスク対策	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和4年3月29日	Ⅱ-3-⑤使用方法 情報の突合	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)における一括照会機能の追加に伴う評価書の修正

令和4年3月29日	Ⅲ-2-リスクに対する措置の内容	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)における一括照会機能の追加に伴う評価書の修正
令和4年7月13日	I-2-システム4-②システムの機能	—	7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施機能	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	I-6-①部署	健康部 新型コロナウイルスワクチン接種実施本部	健康福祉部 コロナワクチン接種事業課	事後	組織機構の改正により重要な変更[に当たらないため]
令和4年7月13日	I-6-②所属長の役職名	事務局次長	課長	事後	組織機構の改正により重要な変更[に当たらないため]
令和4年7月13日	II-2-⑥事務担当部署	健康部 新型コロナウイルスワクチン接種実施本部	健康福祉部 コロナワクチン接種事業課	事後	組織機構の改正により重要な変更[に当たらないため]
令和4年7月13日	II-3-②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	II-3-④使用の主体-使用部署	健康部 新型コロナウイルスワクチン接種実施本部	健康福祉部 コロナワクチン接種事業課	事後	組織機構の改正により重要な変更[に当たらないため]
令和4年7月13日	II-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	II-4-委託事項2-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	II-6-保管場所	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるリスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	Ⅲ-2-特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能) ・個人番号カードの読取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とする。意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとワクチン接種記録システム(VRS)間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施

令和4年7月13日	Ⅲ-4-その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	【技術的対策】	<p>【技術的対策】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとワクチン接種記録システム(VRS)間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和4年7月13日	Ⅳ-2-①連絡先	郵便番号 690-8540 鳥根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部情報統計課 情報システム係 電話番号 0852-55-5555(代表)	郵便番号 690-8540 鳥根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部デジタル戦略課 住民システム係 電話番号 0852-55-5555(代表)	事後	組織機構の改正により重要な変更にならないため
令和4年7月13日	V-1-①実施日	令和3年10月29日	令和4年7月13日	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能追加に伴う評価の再実施
令和5年7月19日	Ⅱ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託先名③	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通Japan株式会社 山陰支社	松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 富士通Japan株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部	事後	組織機構の改正により重要な変更にならないため
令和5年7月19日	Ⅱ-6-保管場所	(1)論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。	(1)論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。	事後	誤字修正により重要な変更にならないため。
令和5年7月19日	Ⅲ-2-特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)管理機能の追加に伴う評価の再実施
令和5年7月19日	Ⅲ-3-ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認められた者に限定して発行される。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)管理機能の追加に伴う評価の再実施
令和5年7月19日	Ⅲ-3-その他の措置の内容	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)では、システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員/端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。 本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)管理機能の追加に伴う評価の再実施

令和5年7月19日	Ⅲ-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置	作業を行う職員及び端末を必要最低限にしている。 特定個人情報を使用する場を必要最低限にしている。	作業を行う職員及び端末を必要最小限にしている。 特定個人情報を使用する場を必要最小限にしている。	事後	誤字修正により重要な変更にとらならないため。
令和5年7月19日	Ⅲ-5-特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置	②個人番号とともに転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を老けとる市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 特定個人情報を提供する場を、必要最低限に限定している。	②個人番号とともに転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受けとる市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 特定個人情報を提供する場を、必要最小限に限定している。	事後	誤字修正により重要な変更にとらならないため。
令和5年7月19日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	LG-WAN端末とワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対策をしている。	LG-WAN端末とワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対策をしている。	事後	誤字修正により重要な変更にとらならないため。
令和5年7月19日	Ⅳ-2-①連絡先	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部デジタル戦略課 住民システム係 電話番号 0852-55-5555(代表)	郵便番号690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 政策部デジタル戦略課 情報システム係 電話番号 0852-55-5555(代表)	事後	組織機構の改正により重要な変更にとらならないため
令和6年5月17日	I-1-②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に住所を有する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施する。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。 1. 予防接種の実施 2. 予防接種の記録 3. 予防接種済証の発行 4. 健康被害の救済措置 5. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 6. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種記録等の登録及び管理 7. ワクチン接種記録システム(VRS)での他市区町村への接種記録の照会・提供 8. ワクチン接種記録システム(VRS)での新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に住所を有する者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施する。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。 1. 予防接種の実施 2. 予防接種の記録 3. 予防接種済証の発行 4. 健康被害の救済措置 5. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 6. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種記録等の登録及び管理 7. ワクチン接種記録システム(VRS)での新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	I-2-システム4-②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録機能 2. 接種記録の管理機能 3. 転出・死亡時等のフラグ設定機能 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供機能 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会機能 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施機能 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録機能 2. 接種記録の管理機能 3. 転出・死亡時等のフラグ設定機能 4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会機能 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の実施機能	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	I-4-法律上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)番号法第9条第1号(利用範囲)(別表第一10項) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)番号法第9条第1号(利用範囲)(別表第一10項) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	I-6-①部署	健康福祉部 コロナワクチン接種事業課	健康福祉部 健康推進課	事前	組織機構の改正により重要な変更にとらならないため
令和6年5月17日	II-2-⑥事務担当部署	健康福祉部 コロナワクチン接種事業課	健康福祉部 健康推進課	事前	組織機構の改正により重要な変更にとらならないため
令和6年5月17日	II-3-②入手方法	【○】その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-3-④使用の主体-使用部署	健康福祉部 コロナワクチン接種事業課	健康福祉部 健康推進課	事前	組織機構の改正により重要な変更にとらならないため

令和6年5月17日	II-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-4-委託事項2-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-5-提供先3	市区町村長	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-5-提供先3-①法律上の根拠	番号法第19条第16号	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-5-提供先3-②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-5-提供先3-③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-5-提供先3-④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-5-提供先3-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-5-提供先3-⑥提供方法	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	II-5-提供先3-⑦時期・頻度	本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	-	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施

令和6年5月17日	II-6-保管場所	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>1 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>2 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <p>(1)論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。</p> <p>(2)当該領域のデータは、暗号化処理をする。</p> <p>(3)個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</p> <p>(4)国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</p> <p>(5)日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能)</p> <p>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>1 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>2 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <p>(1)論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。</p> <p>(2)当該領域のデータは、暗号化処理をする。</p> <p>(3)個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</p> <p>(4)国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</p> <p>(5)日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	III-2-特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるリスクに対する措置の内容	<p>・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</p> <p>・住民からの申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</p> <p>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人の同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止する。</p> <p>・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付機能)</p> <p>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(養育事項入力補助API)と暗証番号入力</p>	<p>・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</p> <p>・住民からの申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</p> <p>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人の同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止する。</p> <p>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	III-2-特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講</p>		事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施

<p>令和6年5月17日</p>	<p>Ⅲ-2-特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの読取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けをすることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとワクチン接種記録システム(VRS)間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 	<p>事前</p>	<p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施</p>
<p>令和6年5月17日</p>	<p>Ⅲ-3-リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・保健衛生システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。 ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・保健衛生システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。 	<p>事前</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施</p>
<p>令和6年5月17日</p>	<p>Ⅲ-4-その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p>事前</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施</p>
<p>令和6年5月17日</p>	<p>Ⅲ-5-ルール内容及びルール順守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。 ・年一度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。 ・年一度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。 	<p>事前</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施</p>

令和6年5月17日	Ⅲ-5-特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 <ul style="list-style-type: none"> ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ②個人番号とともに転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受けとる市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号とともに転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 		事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	<p>【技術的対策】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとワクチン接種記録システム(VRS)間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	【技術的対策】	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和6年5月17日	V-1-①実施日	令和4年7月13日	令和6年3月22日	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子・コンビニ交付機能、ワクチン接種記録システム(VRS)による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴う評価の再実施
令和7年1月30日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 重点項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 重点項目評価書【令和7年1月30日終了】	事後	評価書廃止に伴う修正
令和7年1月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言-特記事項		令和7年1月30日終了。本評価書において評価を行っていた事務は、評価書番号9「予防接種に関する事務」の特定個人情報保護評価書に統合し、引き続き評価を行います。	事後	評価書廃止に伴う修正
令和7年1月30日	公表日	令和6年5月17日	令和7年1月30日	事後	評価書廃止に伴う修正